

○宇城市総合計画審議会条例〔企画課〕

平成17年3月24日
条例第190号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宇城市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇城市総合計画の策定及び進捗管理に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第218号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。